VI 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条の規定により設置されたものであり、次の業務を行っている。

1 知的障害者更生相談所の業務

平成15年度から、障害者に対する支援策が大きく変更され、それまでの措置制度が原則として廃止され 支援費制度が導入される。また平成18年度から障害者自立支援法が制定され、これに伴い当所の業務の 一部が変更された。

(1) 相談業務

18歳以上の知的障害者及びその家族などから施設利用、日常生活、療育手帳、医療、進路、就労、障害年金、各種手当等についての相談に応じ、専門家による助言、指導を行っている。また、市町や関係機関等と連携し、必要な支援を行っている。

来所による相談が困難な者に対しては、福祉事務所や市町などと連携し、出張による相談にも応じている。

(2) 判定業務

相談内容に応じ、専門家による各種判定を行っている。その主な内容は次のとおりである。

業務種別	業 務 内 容
市町からの依頼による判定	市町が支援費制度による施設支援(自立支援法による移行にまだ移行していない施設が多い)、自立支援法による居宅支援の支給決定を行うに際して障害程度区分等の判断が困難なものについて、判定依頼を受けた場合に実施。また、施設支援にかかる強度行動障害加算及び重複障害加算に係る知的障害に該当するか否かについての判定を市町の依頼に応じて実施。
療育手帳の判定	療育手帳の交付及び更新のための判定。
手当の判定	手当の支給を希望する在宅の知的障害者について、特別児童扶養手当・特別障害者 手当の支給要件に該当するか否かの判定をする。

(3) 情報提供

ア 障害年金診断書作成にかかる情報提供

知的障害者が、医療機関で障害年金診断書の作成を依頼する際、障害程度、経緯等について本人・ 家族等の求めにより、情報提供をする。

イ 職業指導にかかる情報提供

知的障害者が公的機関で職業指導を受ける際、その指導に資するために、本人同意のもと当該機関からの依頼に応じて障害の程度等について情報を提供する。

ウ 被害解決のための情報提供

知的障害者が詐欺などの被害にあった場合、その問題解決のために、本人同意のもと当該支援機関からの依頼に応じて情報提供をする。

(4) 市町に対する支援

市町が障害者に対して相談に応じたり、支援費の支給決定の際の障害程度区分や、支援の必要性についての整理等に関して困難が生じた場合に、市町からの求めに応じて技術的助言をして行っている。

2 管内の状況

(人口、世帯数は平成20年10月1日現在)

Ħ.	可名	人口 (人)	世帯数(世帯)	療育手帳所持者数 H21.3.31 現在 (人)	相談数(人)
金	沢市	457,273	187,729	2, 498	272
カュ	ほく市	34,757	11,148	230	30
白	山市	110,749	37,494	637	91
石川郡	野々市町	50,594	22,931	253	27
河北郡	津幡町	36,756	11,554	205	15
付けるし有り	内 灘 町	26,730	9,877	129	11
小	、松市	108,779	37,757	619	76
加	賀 市	72,635	26,830	463	55
能	美 市	48,464	16,144	309	36
能美郡	川北町	6,085	1,733	26	2
t	尾市	58,668	21,576	420	41
33	作市	23,486	8,224	152	14
羽	志賀町	22,332	8,041	174	11
作郡	宝達志水町	14,498	4,696	122	7
鹿島郡	中能登町	18,600	6,246	129	15
輪	高 市	30,300	11,810	249	13
珠	洲 市	16,325	6,372	124	10
鳳珠	穴 水 町	9,750	3,695	63	12
郡	能 登 町	19,875	7,623	152	16
管	外外				8
	計	1,166,656	443,480	6, 954	762

3 相談判定状況(平成21年度)

(1) 相談処理状況

	取			相	談	内	容	(件)		
区分	扱 実	療	生	職	施	年	手	他情	そ	
	人	育		NII.				機報	Ø	計
	員	手	活	業	設	金	当	関提へ	他	口
	(人)	帳						の供		
来 所	353	342	5			27			2	376
書類	312	164		16	3	104	4	21		312
出張	97	79			18					97
計	762	585	5	16	21	131	4	21	2	785

⁽注) 1 「施設」には支援費制度における強度行動障害加算、重複障害加算の判定依頼等が含まれる。

(2) 判定状況

	判				判定	内 容(件)		
	定実	医	心判	職	社	強行	特手	そ	
区分	人員	医学的	理 定 学	職能的	会	度動	別 障の	の	計
	判定実人員(人)	判 定	宇的	判 定	診 断	障 害	で評価	他	
来所	353	121	348		348		47		864
書類	312	1	159		159		70		389
出張	97		97		97	18	22		234
計	762	122	604		604	18	139		1, 487

(3) 文書交付状況

(単位:件)

				文 書	交 付			
	療	障情	他情	特別児童扶養手 当診 断 書	強障	重加	そ	
区分	育	害 報	機報	児童	度 害	複	0)	計
	手	年 提	関提へ	童断	行 加	障 算	他	ДΙ
	帳	金 供	の供	養書	動 算	害		
来 所	3 4 2	21	2	14			6	385
書類	1 5 9	100	42				4	305
出張	7 9				18		1	98
計	5 8 0	121	44	14	18		11	788

^{2 「}手当」には特別児童扶養手当、特別障害者手当が含まれる。